

2023年7月19日

杉並区長 岸本聡子様

都市計画道路補助 133 号線（中杉通りから五日市街道までの延伸）に反対する会

村上芳子 03-3313-4014

丸山彘み 03-5930-

0707

都市計画道路補助 133 号線延伸に関する申入れ書

岸本区長はじめ都市整備部の皆様には、5月25日、都市計画道路補助 133 号線計画地を住民と一緒に歩いていただき、大変感謝しております。私たちは今までもこの道路計画について、**東京都が見直しをするように杉並区から要請していただくこと**を、杉並区に対して申し入れを行ってまいりました。歩く会を実施して、あらためて今回申し入れをいたします。

〔申入れ項目〕

- 1, 都市計画道路補助 133 号線について、杉並区は東京都に補助 133 号線道路（整備）の見直しを要請してください
- 2, 第 5 次優先整備路線から外すよう東京都に要請してください
- 3, 杉並区と住民の話し合いの場を引き続き設けてください

〔申入れ理由〕

- 1, 2022 年 7 月 14 日付け申し入れ書の内容（別紙）
- 2, 国は 2017 年 7 月に「都市計画道路の見直しの手引き」を公表し、長期間着手されていない計画道路は、社会情勢をふまえて見直しを進めるよう各都道府県に指示しています
- 3, 杉並区の文化財保護の観点からも当該の道路は造るべきではありません

①成田東 3 丁目の道路予定地に民間信仰石造物、通称「白幡の地蔵さん」があります。

これらは平成 9 年〔1997 年〕杉並区登録有形民俗文化財に登録されました。2 体の地蔵菩薩像（1698 年・1753 年）と馬頭観音菩薩像 1 体（1760 年）が安置されています。

なお、この地の松は、樹齢 350 年を超えており、かつ、杉並区保護樹木に指定されています。

②区指定および区登録の有形文化財は、現状のまま後世に引き継がれていくことが、杉並区文化財保護条例の目的です。なお、この条例の総則には、「区民の文化向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする」と記されています。また、保護樹木等指定制度では、区内に残された貴重なみどりを、区民共有の財産として保全することを目的としています。

〈別紙〉

【2022年7月14日 杉並区長への申し入れ書】の内容

補助133号線は70年前に計画された道路で、戦後の混乱期に決定されました。

長さ890メートル、幅は16メートルで中杉通り、南阿佐ヶ谷駅から五日市街道まで延伸するものです。

既存の道路を拡幅する他の優先整備路線と違い、100軒以上の住宅を立ち退かせて、新たな道路を住宅街に通すことが特徴です。2016年に東京都が「優先整備路線」に決定し、10年以内に事業化が望ましい道路とされ、当時の区長も進める姿勢でした。

補助133号線は、防災力の向上、交通量の軽減から必要性が強調されています。しかし、地域住民は、道路にかかる住宅の立ち退き問題、地域コミュニティの分断、交通量の増大、騒音、排気ガスなどの影響による周辺環境の悪化、住宅地の用途地域変更による住環境の激変、莫大な財政負担など、多くの問題点を指摘し、反対の声を多数あげています。

2019年11月に東京都による事業説明会が行われ、翌年1月より測量が開始されました。説明会に先立ち、2018年には地権者や近隣住民で「都市計画道路補助133号線に反対する会」がつくられました。住民は「静かな街を壊さないで」というのぼりを立て、「測量一切お断り」のプレートを貼っています。計画見直しを求める署名は現在、3,313筆にのぼっています。

以上のことなどから都市計画補助 133 号線について、杉並区は東京都に補助 133 号線道路計画

(整備) の見直しを要請してください。

【住民からの声の一部を以下に列記します】

(一部の方の意見です。更に多様な意見が会には寄せられています)

- ・道路計画で 60 年以上にわたって地域住民の医療を守ってきた診療所がなくなり、近隣住民や高齢者などの健康維持が困難になります。
- ・道路は既存樹木を切り倒してまで造るものなのでしょうか。子どもたちに残すべきものは自然です。
- ・延焼を防ぐためと言うが、延焼を防ぐには 16 ㍍という道路幅では狭く、道路の左右に高い建物が無いと延焼遮断帯にはならないのではないですか。
- ・学区中の通学路を分断する道路で、児童生徒の交通事故遭遇の危険性が増えるのではないか。
- ・現状では道を渡り近所付き合いが出来ていたが、道路が出来ると行き来がとても不便になる。
- ・今後は少子高齢化もあり交通量や車はどんどん減っていくのではないか。
- ・善福寺川沿いの高低差はどうなるのか不明である。
- ・平成 28 年に優先整備路線に選ばれた時にも当該地の住民の意見は一切聞かれなかった。
- ・東京都が言う目的や整備効果は、当該地の外の方や青梅街道や五日市街道を通る車にとっては便利になるかもしれない、当該地の住民にとっては何のメリットもない計画である。
- ・祖父母の代からこの地に住んでいて次世代につなげたい
- ・この地を終の棲家と考えている。